

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
 (鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課Q & A)

このQ & Aは、これまでに発出されている厚生労働省の「介護保険最新情報」等に基づき作成したものです。掲載内容は、今後の状況により追加・変更される場合があります。

1	地域密着型サービス	運営推進会議の開催	感染拡大防止の観点から、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。	感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。
2	居宅介護支援	モニタリングの実施	感染拡大防止のため、モニタリングを、居宅訪問以外の方法で実施することは可能か。	感染拡大防止の観点から、利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録することで、基準上のモニタリングを実施したと取扱う。この場合においても、必要と認める場合には、感染予防を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いしたい。

※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的なものです。

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

3	居宅介護支援	サービス担当者会議	サービス担当者会議を照会のみで実施してもいいか。	感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。その場合も、「やむを得ない理由」を含めその内容を記録すること。なお、担当者等を召集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い・マスクの着用等感染予防対策を徹底していただきたい。
4	全サービス	人員基準欠如減算	新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、子の養育のため、職員が出勤できず一時的に人員基準を満たさなくなる場合、介護報酬の減算を行わない等柔軟な取扱いが可能か。	可能である。 なお、人員基準を満たせなくなった場合であっても、サービス計画に基づいた利用者の処遇を考慮し、安全に介護が提供できるよう利用者人数・提供内容を検討すること。 併せて、人員基準を満たせなくなった事情、期間、対応した方法を記録するとともに、利用者への説明を行うこと。

※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的なものです。

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

5	通所介護	個別機能訓練加算	「機能訓練指導員等が利用者の居宅等を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3か月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で・・・」と算定要件にあるが、新型コロナウイルス感染症に関する事情から、利用者の申し出等により訪問が難しい時はどのような扱いをしたらいいか。	しばらくは延期等の対応をお願いしたい。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化した場合は電話やFAX等で状況の確認を行い、計画の見直し等の対応をしていただきたい。
6	通所介護	サービス提供場所について	別の場所で通常提供しているデイサービスの内容を提供したら介護報酬は算定できるのか。	休業要請による休業や感染拡大防止の観点から、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合、通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定することとなる。

※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的なものです。

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

7	通所介護	休業中のサービス提供について	<p>デイサービスの職員が、居宅を訪問し、個別計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合の報酬算定はどうするか。</p>	<p>居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定する。</p> <p>ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満）の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満）で算定する。</p> <p>なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。</p>
---	------	----------------	--	---

※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的なものです。

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

8	通所介護	利用者の居宅の訪問によるサービス提供について	感染予防のため、利用者の意向で通所介護を休んだ場合、利用者の居宅の訪問によるサービス提供が可能か。	感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせて実施する場合も、通所介護の報酬の算定が可能である。 報酬算定についてはNo.8 参照。
9	通所介護	人員配置	No.9の取扱いについて、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問を組み合わせ実施した場合、人員基準はどのような扱いか。	事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせ実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えない。
10	介護予防・日常生活支援総合事業	臨時的な取扱いについて	通所介護・訪問介護の臨時的取扱いについて通所型サービス・訪問型サービスも適用されるか。	適用される。

※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的なものです。

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

11	通所介護	休業要請時の電話による安否確認について	通所系サービス事業所（通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護）が，都道府県等から休業要請を受けた場合，利用者等の意向を確認した上で，ケアプランに位置付けられた利用日に電話による安否確認等を行った場合，報酬算定が可能か。	通所系サービス事業所が，休業の要請を受けて，健康状態，直近の食事の内容や時間，直近の入浴の有無や時間，当日の外出の有無と外出先，希望するサービスの提供内容や頻度等について，電話により確認した場合，あらかじめケアプランに位置付けた利用日については，1日2回まで，相応の介護報酬の算定が可能である。 その際には電話により確認した事項について，記録を残しておくこと。 報酬算定についてはNo.8 参照。
12	通所介護	休業要請を受けていない場合の電話による安否確認について	通所系サービス事業所（通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護）が都道府県等から休業要請を受けていない場合でも，感染拡大防止の観点から，利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について，介護報酬の算定が可能か。	通所系サービス事業所が，健康状態，直近の食事の内容や時間，直近の入浴の有無や時間，当日の外出の有無と外出先，希望するサービスの提供内容や頻度等について，電話により確認した場合，あらかじめケアプランに位置付けた利用日については，1日1回まで，相応の介護報酬の算定が可能である。 報酬算定についてはNo.8 参照。

※この取扱いは，新型コロナウイルス感染症に係る臨時的なものです。

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

13	居宅介護支援	通所系サービスのサービスの提供内容の変更について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。</p>	<p>通所系サービス事業所が、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置づけられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供等を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、サービス担当者会議の実施は柔軟に対応することが可能である。</p> <p>また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。</p> <p>なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることよい。</p>
----	--------	--------------------------	---	--

※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的なものです。

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課